

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 さいたま栗橋線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで	久喜市高柳字中島一三六四番一地先 から同市高柳字中島一三七一番二地	区 間
二二・〇〇 三二・四七	二二・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
三六・六七		延 長 (メートル)
		備 考